

日本農業遺産認定地域である東稲山麓地域(一関市舞川地区、奥州市生母地区、平泉町長島地区)の活性化及び保全を推進することを目的として、地域に携わる皆さんの様々な取組を応援します!

対象

日本農業遺産認定地域である東稲山麓地域(一関市舞川地区、奥州市生母地区、 平泉町長島地区)の活性化及び保全に取り組む法人又は3名以上の団体

助成対象

束稲山麓地域の活性化及び保全を目的とした取組に係る経費

(取組に向けた視察経費、必要資材の購入、賃金の支払など) ※ただし飲食費、自家生産物、自家労賃、消費税及び地方消費税は対象外

助成額

定額(上限10万円)

交付申請

助成を希望する団体は、事前に下記問合せ先へ相談のうえ、<u>事業実施 14 日前まで</u>に、東稲山麓地域農業遺産推進協議会長(以下、「会長」とします)に対し助成金交付申請書(様式第 1 号)を提出してください。なお、予算の上限に達し次第、募集を締め切らせていただきます。

助成金の請求及び実績報告

申請が認められ、会長から交付決定を受けた団体は、事業終了後速やかに助成金請求書(様式第3号)及び実績報告書(様式第4号)を提出してください。

提出された書類が適正と認められた場合、助成金をお支払いします。

お問合せ先

束稲山麓地域農業遺産推進協議会

(まずはお住まいの市町の担当課へお問合せください。)

一関市農政推進課 TEL 0191-21-8421

奥州市農地林務課 TEL 0197-34-1764

平泉町農林振興課 TEL 0191-46-5564

岩手県県南広域振興局農政部 TEL 0197-22-2842

日本農業遺産とは?

我が国において重要な伝統的農林水産業を 営む地域(農林水産業システム)として、農 林水産大臣により認定されるものです。

東稲山麓地域は「災害リスク分散型土地利 用システム」として令和5年1月に認定され ました。





~取組例~(過去の事例を含む)

地域活性化

〈特産品〉

- ・ 東稲山麓地域の生産物を使用した製品の試作
- ・ 地域特産品のパッケージ制作
- ・ 地域特産品の販売
- ・ 「日本農業遺産束稲山麓地域ロゴマーク」のシール作成

〈観光・イベント〉

- イベントの企画・実施・人員派遣による交流の促進
- イベントでの伝統芸能の披露^{*1}
- ・ フットパスの開催*2
- ・ 観光マップ、ガイドブックの作成
- 地域郷土食の伝承会の開催
- 案内板の作成・設置

〈その他〉

- ・ 新規生産を予定している生産物の生産地の現地視察
- ・ 会議・交流会の開催





地域の保全・清掃活動

〈環境保全〉

- ・ 耕作放棄地解消のための作物の作付**3
- ・ 笹竹・雑草・支障木の刈り取り・除去作業^{※4}
- 生態系調査

〈伝統文化〉

歴史伝統文化活動に係る物品の補修・制作 (太鼓、のぼり旗、横断幕 等)

・ 伝統的な建築物等の維持・保全

